

## 奈良県中央こども家庭相談センター 女性相談支援員 募集要項

現在、奈良県中央こども家庭相談センターでは、女性相談支援員を募集しています。詳細は下記のとおりです。

### 記

- 1 職種：女性相談支援員  
「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」「DV防止法」などに基づく女性への相談支援業務
- 2 雇用形態：会計年度任用職員  
(雇用期間の定めあり ～令和7年3月31日  
年度を超えた再度任用は条件を満たした場合可能)
- 3 就業場所：奈良県中央こども家庭相談センター  
(奈良市紀寺町 奈良交通バス「幸町」バス停下車徒歩1分)
- 4 通勤：マイカー通勤可能(駐車場はなし)
- 5 年齢・性別：不問・女性(男女雇用機会均等法適用除外により女性を募集)
- 6 学歴・経験等：不問・相談業務経験のある方が望ましい
- 7 資格等：社会福祉主事任用資格を有すること(詳しくは下記※をご覧ください)、自動車運転免許、パソコン(ワード、エクセル等)が使えること(不明な点や詳細につきましては、お問い合わせ下さい。)
- 8 賃金・手当：月額166,600円～213,200円(職歴等に応じて決定)  
上記の他、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、期末勤勉手当及び退職手当(要件あり)の支給あり
- 9 労働時間：8時30分～17時15分 7時間45分(休憩時間60分)  
または 9時30分～18時15分(週1回程度 要相談)  
(ただし、業務の都合により、超勤あり)
- 10 休日：原則、土日、日曜日、祝日、12月29日～翌1月3日  
年休、夏期休暇等あり
- 11 お問い合わせ：奈良県中央こども家庭相談センター  
担当者 大垣(0742-26-3788)までご連絡ください。

※社会福祉主事の任用資格を有する者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

(社会福祉法第19条第1項)

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)に基づく高等学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に

関する科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

- 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三 社会福祉士
- 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの